

茨城県犯罪被害者等 見舞金制度のご案内

殺人や傷害などの故意の犯罪行為により亡くなられた方のご遺族、又は重傷病を負われた方が被害後に直面する経済的負担の軽減を図るための見舞金制度です。

見舞金の種類・支給額・対象者

・ 遺族見舞金 70 万円

犯罪被害によって亡くなられた方の第1順位遺族（以下の①～⑪のうち、最も数字の小さいご遺族）に支給します。※1

1. ①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む※2）
2. 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の
②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
3. 上記2に該当しない犯罪被害者の
⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹

※1 第1順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合、第2順位以降のご遺族は申請をすることはできません。

※2 婚姻の意思及びこれに基づく共同生活の実態がある者をいい、異性間、同性間であることを問いません。

・ 重傷病見舞金 40 万円

療養に要する期間が1か月以上（精神疾患の場合は、療養に要する期間が1か月以上かつ通算3日以上労務に服することができない）と医師に診断された犯罪被害者ご本人に支給します。

対象となる犯罪

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（正当行為、正当防衛及び過失による行為の場合を除く。）

※令和8年4月1日以降に発生した犯罪行為に限ります。

支給のための要件

- 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時に、茨城県内に住所を有する犯罪被害者又はご遺族であること。
- 犯罪行為による被害にあった事実が警察への申告などで客観的に確認できること。

その他、申請に必要な条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

支給がされない場合

- 犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に3親等以内の親族関係（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）がある場合
- 他の都道府県から当該見舞金と同種の支給を受けている場合
- 本県からの当該見舞金と同種の見舞金の支給を受けている場合
- 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発した場合、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にも、その責めに帰すべき行為があった場合
- 犯罪被害者又は第1順位遺族が暴力団等と密接な関係を有する場合
- 見舞金を支給することが社会通念上適切でないと思われる場合

申請に必要な書類

- 遺族見舞金
 - ✓ 茨城県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書
 - ✓ 茨城県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書
 - ✓ 添付書類（死亡診断書、住民票の写し等）
- 重傷病見舞金
 - ✓ 茨城県犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書
 - ✓ 添付書類（医師の診断書、住民票の写し等）

支給決定の取り消し・見舞金の返還

- 支給決定後、支給を受ける資格がないと判明した時、偽りその他不正な手段によって支給決定を受けたと認めるときは、支給決定が取り消されます。
- 支給決定が取り消された場合、既に見舞金が支給されていたときは、返還しなければなりません。

申請方法・申請期限

- 申請方法
下記申請窓口あて郵送又は直接ご持参ください。
- 申請期限
犯罪被害を知った日から2年を経過したとき、又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、申請できません。

制度のお問い合わせ先・申請窓口

見舞金制度の利用には、上記以外にも必要な条件があるため、申請前の相談をお願いしています。
制度の利用を希望される方は、下記の窓口まで、まずは電話でお問い合わせください。

【茨城県犯罪被害者相談窓口】

茨城県県民生活環境部生活文化課安全なまちづくり推進室
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
電話番号：029-301-7830
受付時間：平日9時から16時まで（12時から13時を除く）



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョットちゃん」